

●香川県告示第70号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路課において令和元年7月26日から同年8月16日まで一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道（193号）	高松市上天神町字中の坪529番5地先から 高松市香南町岡字本村364番1地先まで
主要地方道（16号）高松王越坂出線	高松市西町787番67地先から 高松市香西北町700番1地先まで
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市入船町1丁目323番6地先から 坂出市入船町2丁目320番1地先まで
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	丸亀市塩屋町3丁目1703番1地先から 仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前20番1地先まで
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	三豊市詫間町詫間6782番8地先から 三豊市詫間町詫間6784番22地先まで
主要地方道（23号）詫間琴平線	三豊市詫間町詫間6784番22地先から 三豊市高瀬町新名965番1地先まで
主要地方道（43号）中徳三谷高松線	高松市林町字坊城1530番2地先から 高松市木太町字洲端道下2293番6地先まで
主要地方道（43号）中徳三谷高松線	高松市林町字浴2042番1地先から 高松市林町字浴2008番1地先まで
主要地方道（45号）高松空港線	高松市香南町由佐字高根3473番52地先から 高松市香南町岡字本村364番1地先まで
一般県道（136号）志度小田津田線	さぬき市志度字赤馬崎1883番5地先から さぬき市志度字堂林1057番25地先まで
一般県道（157号）高松東港線	高松市朝日町5丁目538番1地先から 高松市福岡町2丁目379番23地先まで
一般県道（161号）高松坂出線	高松市香西北町700番1地先から 坂出市林田町字馬場南3102番1地先まで
一般県道（173号）高松停車場栗林公園線	高松市西内町1番4地先から 高松市錦町1丁目116番1地先まで
一般県道（175号）衣掛郷東線	高松市鶴市町2030番28地先から 高松市郷東町3番1地先まで
一般県道（176号）檀紙鶴市線	高松市檀紙町字八幡1515番1地先から

	高松市鶴市町2030番28地先まで
一般県道（186号）大屋富築港宇多津線	坂出市林田町字港一区3514番8地先から 坂出市築港町2丁目40番地先まで
一般県道（186号）大屋富築港宇多津線	坂出市御供所町3丁目413番95地先から 綾歌郡宇多津町字平山2628番705地先まで
一般県道（187号）林田府中線	坂出市林田町字馬場南3104番5地先から 坂出市加茂町甲字畑部659番1地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市番の州町6番5地先から 坂出市番の州公園6番41地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市御供所町3丁目413番95地先から 坂出市西大浜北1丁目50番15地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市築港町2丁目40番地先から 坂出市築港町2丁目3番地先まで
一般県道（193号）川津丸亀線	綾歌郡宇多津町字平山2628番16地先から 丸亀市塩屋町3丁目1703番1地先まで
一般県道（231号）詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間6782番8地先から 三豊市詫間町詫間6812番1地先まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定するものをいう。以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかななければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	三豊市詫間町 (詫間町交差点)	一般県道（231号）詫間仁尾線
一般県道（176号）檀紙鶴市線	高松市鶴市町 (鶴市町交差点)	高松市道木太鬼無線
一般県道（186号）大屋富築港宇多津線	坂出市入船町 (両景橋東詰交差点)	主要地方道（19号）坂出港線
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市築港町 (両景橋西詰交差点)	一般県道（186号）大屋富築港宇多津線

イ 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかななければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
一般県道（231号）詫間仁尾線	三豊市詫間町 (詫間町交差点)	主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線

高松市道木太鬼無線	高松市鶴市町 (鶴市町交差点)	一般県道(176号)檀紙鶴市 線
-----------	--------------------	---------------------

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。